

ネパールの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ネパール（英語名は「Nepal」²）は、南アジアに位置する連邦共和制国家である。北は中国のチベット自治区、東・南・西はインドと国境を接する。東西に細長い国土は、大きく分けて、ヒマラヤ山脈の南斜面とヒンドスタン平原から成る。ヒマラヤ山脈には、世界最高峰（8,848メートル）のエヴェレスト（ネパール語では「サガルマータ」、チベット語では「チョモランマ」）を始めとして8,000メートル級の峰々が連なる。国土の面積は14.7万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の4割弱である。2024年7月18日現在、ネパールの人口³は約3,126万人となっており、増加傾向にある。首都はカトマンズ、通貨はネパール・ルピー（NPR）、公用語はネパール語である。ネパールは、100以上の民族がいる多民族国家である。宗教については、ヒンドゥー教が約8割、仏教⁴が約1割を占める。ネパールの国旗は2つの三角形を一部重ね合わせたような形をしており、世界で唯一、四角形でない形をした国旗となっている⁵。

現在のネパールの地域では、1769年にシャー王朝が全土を統一したが、1814年から1816年にかけてのグルカ戦争で英国に敗れ、領土割譲を余儀なくされた。1951年にインドの支援により王政復古を成し遂げた後は、憲法の停止、議会制の廃止等の政治的停滞がみられたが、1990年憲法により、ある程度の民主化が進んだ。1996年以降、ネパール統一共産党毛沢東主義派（マオイスト）が武力闘争を展開し、政府軍との間で内戦となっていたが、2006年に包括和平が成立した。2008年の選挙で毛沢東主義派が第1党となり、王政が廃止され、連邦共和制に移行した。その後も紆余曲折を経て、2015年、遂に新憲法が公布された。

非同盟中立、近隣諸国との友好関係の維持を志向しているネパールは、インド及び中国と良好な関係を保っている。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 国名は、2008年8月4日以降は「ネパール連邦民主共和国」となっていたが、2020年12月14日、「ネパール」に変更された。

³ <https://www.worldometers.info/world-population/nepal-population/>

⁴ 仏教の開祖である仏陀（釈迦）は、ネパールのインド国境近くにあるルンビニという村で生まれたといわれている。

⁵ 本稿におけるネパールの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024年版』（二宮書店、2024年）225～226頁、②外務省ウェブページ「ネパール 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html>）等を参照した。

ネパールの主な伝統的産業は、農業と繊維産業であるが、天然ガスの埋蔵量が約 3,850 億立法メートルある。後発開発途上国たるネパールでは、慢性的な財政赤字と貿易赤字が続いている。観光業と海外出稼ぎ労働者からの送金が貴重な外貨獲得源となっているほか、外国からの援助に頼っている。

ネパールの法制度は、ヒンドゥーの伝統と、英国⁶のコモン・ローの両方に淵源を有する。ヒンドゥーの伝統は、「ムルキ・アイン (Muluki Ain)」（「国の法）」という法典にまとめられている。全 1,400 頁からなる 1 冊の書物である「ムルキ・アイン」は、1854 年に編纂されたものである。その内容は、当時存在していた、主にヒンドゥー教に関する全ての文献をまとめたものである。「ムルキ・アイン」は、民事、刑事、徴税、地主と百姓の関係、カースト間の紛争、婚姻、家族に関する規定を含んでいる。1854 年以来、ネパールの裁判所は、「ムルキ・アイン」の規定を適用していた。「ムルキ・アイン」の規定は、上位カーストを優遇し、下位カーストを厳格に取り扱うものであった。しかし、1963 年に改正された「ムルキ・アイン」は、カースト、宗教、性別による差別を禁止し、全ての宗教の信者に共通して適用される統一的な家族法を追加した。さらに、その後の改正では、インドから英国のコモン・ローの原則を取り込んだ⁷。160 年以上にわたってネパールで適用されてきた「ムルキ・アイン」は、2017 年に制定され 2018 年 8 月に施行された民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、量刑法により、取って代わられた。民法典は日本の JICA が、その他の法律は国連開発計画 (UNDP) が、ネパールの草案の作成への支援を行った⁸。

現在のネパールの法制度は、連邦・各州の制定法、判例及び慣習法から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。なお、ネパールでは、一般に「ビGRAM 暦」(Bikram Samabat, B.S.) が用いられており、法令の公布・施行等の年数を表す際も、ビGRAM 暦が用いられる。ビGRAM 暦の年数から 57 を引くと、西暦の年数になる。ネパール法に関する文献や解説等において、法令の公布・施行等の年数がビGRAM 暦と西暦のいずれで記載されているのかは、非常に紛らわしいので、注意する必要がある。

II 知的財産法全般

ネパールの知的財産関連法としては、「特許・意匠・商標法」(Patent, Design and

⁶ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

⁷ Herbert M. Kritzer 編『Legal Systems of the World III』(ABC CLIO、2002 年) 1110 頁。

⁸ 高橋邦夫著「アジアの社会と法 その現実と我が国の法整備支援」(『法学セミナー No.709』(日本評論社、2014 年) 所収) 38 頁。

Trademark Act, PDTA) 9、「著作権法」¹⁰のほか、「外国投資・技術移転法」¹¹等がある。知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法が適用される場合がある。

知的財産権に関連するネパールの政府機関は、ネパール産業局（Department of Industries）¹²及びネパール著作権登録庁（Copyright Registrar's Office）¹³である。いずれの機関も首都カトマンズにあり、産業局は、特許・意匠・商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行い、特許・意匠・商標の登録及び取消を記録する各別の登録簿を保有・管理する。著作権登録庁は、著作権登録等の業務を行う。

ネパールは、知的財産権に関するいくつかの国際条約に加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約である。しかし、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書等の主要な国際条約にはまだ加盟していない。

III 特許

1 要件

特許とは、プロセスの手段若しくは製品、材料若しくは材料の組み合わせの作用、若しくは伝達の新規な手段、又は新規な理論若しくは公式を基礎として創作されるこれらのものに関する有用な発明をいう。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、有用性等の特許要件を満たしている必要がある。不特許事由としては、①出願特許が、他者の名義ですでに登録されている場合、②出願人自身が登録を得ようとしている特許の発明者ではなく、かつ原発明者から権利を取得してもいない場合、③登録を得ようとしている特許が、公衆の衛生、行為若しくは道徳を害し、又は国益に反するおそれがある場合、④優先する法律に矛盾し、（当該特許を登録することが）現行のネパール法違反を構成する場合が挙げられる。

⁹ 本稿における「特許・意匠・商標法」の訳語は、原則として、特許庁ウェブサイトに掲載されている和訳に従った。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

¹⁰ 「著作権法」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/7230>

¹¹ 「外国投資・技術移転法」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://investmentpolicy.unctad.org/investment-laws/laws/313/nepal-foreign-investment-and-technology-transfer-act-2019-2075->

¹² <https://iponepal.gov.np/index.php>

¹³ <https://www.nepalcopyright.gov.np/>

2 出願

ネパールでは、先願主義が採用されている。

特許に関する権利を得ようとする者は、法に基づき、かかる特許を自己の名義にて登録しなければならない。自己の名義にて特許の登録を得ようとする者は、所定の様式の出願書類に、①特許を発明した者の氏名、住所及び職業、②（出願人自身が発明者ではない場合、）発明者から権原を取得した経緯及び方法、③特許を製造し、運用し又は使用するプロセス、④（もしあれば、）特許が基礎としている理論又は方式を記載の上、すべての入手可能な自己の所有にかかる証拠とともに、産業局に提出しなければならない。出願人は、当該出願書類とともに、所定の手数料を納付し、特許の明細に沿った図及び図面を提出しなければならない。

出願言語は、ネパール語又は英語である。ネパール国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ネパール国内の代理人を選任しなければならない。

外国において登録された特許は、関係者によってネパールにおいて登録されない限り、ネパールでは有効ではない。産業局は、出願人が、外国の登録証を添付して出願をした場合、審査をすることなく、外国で登録された特許に基づきネパールで登録することができる。また、産業局は、登録者に対し、1883年工業所有権の保護に関するパリ条約に準じる便宜を図らなければならない。

3 審査

方式的要件を満たしている出願書類について、新規性、有用性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われ、認容されるか否かが判断される。

提出された出願書類を受理した後、産業局は、必要であると考えられる場合には、専門家の助言を仰ぎ、当該特許出願が新規な発明か否か、また、一般公衆に対して有用か否かを確かめるための全ての調査検討を実施し、その後、当該特許を登録するか否かを決定しなければならない。

産業局は、特許を登録すべきでないと判断した場合、出願人の出願した当該特許は登録できない旨の結果を、出願人に通知しなければならない。

4 登録

特許の登録を求める出願を受理した場合、産業局は、必要な審査を完了した後、不登録事由に該当する状況でない限り、出願人に対して、所定の形式の登録証を発行しなければならない。出願人は、登録証を取得するために、所定の手数料を産業局に納付しなければならない。登録証を紛失した場合、産業局に所定の手数料を納付することにより、その謄本を入手することができる。

法に基づき登録された特許は、(国益において秘密を守る必要がある場合を除き、) 公衆の情報のために、産業局によりネパール官報で公告されなければならない。ある者が、公告さ

れた特許の明細書、図解又は図面を閲覧又は複写することを望む場合、所定の手数料を納付した後、それが許可される。特許権者は、登録された特許に従って製造した物品の図面又は模型の複写を、国家記録保管所に提出しなければならない。

特許の存続期間は、登録日から7年であるが、申請により、さらに7年の延長が2回まで可能とされている。特許の権利者は、所定の様式の願書を提出し、所定の手数料を支払うことにより、当該特許期間満了日より前の35日以内に、特許を更新しなければならない。また、期間満了後であっても6か月以内であれば、1,000NPRの許可料を支払うことにより、更新することができる。かかる更新がない場合、特許の登録は自動的に失効する。

特許の権利者は、第三者に対し、当該権利を譲渡し、又は書面により使用許諾を与えることができる。権利譲渡又は使用許諾をしようとする場合又は受けようとする両当事者は、共同の申請書を、所定の手数料を添えて、産業局に提出しなければならない。産業局は、共同の申請書を受理した場合、当該特許の権利譲渡又は使用許諾を認めることができる。権利譲渡の場合、産業局は、当該特許の名義人を譲受人としなければならない。使用許諾の場合、産業局は、登録簿及び証書に適宜記録し、被許諾者に通知しなければならない。

産業局は、既に登録されている特許が不登録事由に該当するときは、登録を取り消すことができる。但し、産業局は、特許の登録を取り消す前に、特許権者に対し、当該特許登録が取り消されるべきでない理由を示すために適切な機会を付与しなければならない。

登録された特許に対して異議を有する者は、特許を閲覧又は複写した日から35日以内に、産業局に異議申立てをすることができる。産業局は、異議を受理した場合、審査を経て、必要な措置を講じる。

産業局の発する命令に異議のある者は、35日以内に上訴裁判所に異議申立てをすることができる。訴訟のために代理人又は弁護士を指名することができ、かかる代理人又は弁護士によって提起されたすべての訴訟は、本人自身が提起したものとみなされる。

5 侵害

何人も、権利の移転又は書面による許諾を得ずに、他人の名義で登録された特許を複製し、使用し又は第三者の名義をして使用させることはできない。これに違反した者に対しては、500,000NPR以下の罰金（未遂又は教唆の場合は、250,000NPR以下の罰金）が科されるものとし、当該犯罪に関連する物品又は商品は没収されるものとする。

特許権を有する者が、第三者による特許侵害行為により損害を被った場合、産業局は、当該第三者に対し、損害賠償を命じることができる。

IV 意匠

1 要件

意匠とは、任意の方式において製造された物の形状又は形態をいう。

意匠の登録を受けるためには、不登録事由に該当してはならないほか、新規性及び独創性の要件を満たしている必要がある。不登録事由としては、①意匠が個人若しくは団体の名声を傷つける場合、②意匠が公衆の行為若しくは道徳に悪影響を及ぼす場合、③意匠が国益を害する場合、④意匠がすでに他人の名義で登録されている場合がある。

なお、ネパールでは、部分意匠制度及び秘密意匠制度は採用されていない。

2 出願

ネパールでは、先願主義が採用されている。

物品の意匠の登録を求める者は、所定の様式の願書に当該意匠及び図解、図面及び明細の複写4部を添付して、産業局に提出しなければならない。出願人は、出願書類とともに、所定の出願手数料を産業局に納付しなければならない。

出願言語は、ネパール語又は英語である。ネパール国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ネパール国内の代理人を選任しなければならない。

外国において登録された意匠は、関係者によってネパールにおいて登録されない限り、ネパールでは有効ではない。産業局は、出願人が、外国の登録証を添付して出願をした場合、審査をすることなく、外国で登録された意匠に基づきネパールで登録することができる。また、産業局は、登録者に対し、1883年工業所有権の保護に関するパリ条約に準じる便宜を図らなければならない。

3 審査

方式的要件を満たしている出願書類について、不登録事由に該当しないか、新規性及び独創性の要件を満たしているか等についての実体審査が行われ、登録されるか否かが判断される。

全ての意匠出願について、方式審査及び実体審査が行われる。審査請求制度は採用されていない。

4 登録

意匠の登録を求める出願を受理した場合、産業局は、必要な審査を完了した後、不登録事由に該当する状況でない限り、出願人に対して、所定の形式の登録証を発行しなければならない。出願人は、登録証を取得するために、所定の手数料を産業局に納付しなければならない。登録証を紛失した場合、産業局に所定の手数料を納付することにより、その謄本を入手することができる。

産業局は、法に基づき登録された意匠、また、それらの更新又は取消に関する事項を公衆の情報のために公告しなければならない。公告された事項に対して異議がある者は、公告日から35日以内に、産業局に異議申立てをすることができる。産業局は、かかる異議を審査した後、必要な措置を講じなければならない。

意匠権の存続期間は、登録日から 5 年であるが、申請により、さらに 5 年の延長が 2 回まで可能とされている。意匠の権利者は、所定の様式の願書を提出し、所定の手数料を支払うことにより、当該意匠期間満了日より前の 35 日以内に、意匠を更新しなければならない。また、期間満了後であっても 6 か月以内であれば、1,000NPR の許可料を支払うことにより、更新することができる。かかる更新がない場合、意匠の登録は自動的に失効する。

意匠の権利者は、第三者に対し、当該権利を譲渡し、又は書面により使用許諾を与えることができる。権利譲渡又は使用許諾をしようとする場合又は受けようとする両当事者は、共同の申請書を、所定の手数料を添えて、産業局に提出しなければならない。産業局は、共同の申請書を受理した場合、当該意匠の権利譲渡又は使用許諾を認めることができる。権利譲渡の場合、産業局は、当該意匠の名義人を譲受人としなければならない。使用許諾の場合、産業局は、登録簿及び証書に適宜記録し、被許諾者に通知しなければならない。

産業局は、既に登録されている意匠が不登録事由に該当するときは、登録を取り消すことができる。但し、産業局は、意匠の登録を取り消す前に、意匠権者に対し、当該意匠登録が取り消されるべきでない理由を示すために適切な機会を付与しなければならない。

5 侵害

何人も、権利の移転又は書面による許諾を得ずに、他人の名義で登録された意匠を複製し、使用し又は第三者の名義をして使用させることはできない。これに違反した者に対しては、犯罪の重大さにより、50,000NPR 以下の罰金が科されるものとし、当該犯罪に関連する物品又は商品は没収されるものとする。

意匠権を有する者が、第三者による意匠侵害行為により損害を被った場合、産業局は、当該第三者に対し、損害賠償を命じることができる。

V 商標

1 概要

商標とは、他者の商品若しくはサービスと識別するために、企業、会社若しくは個人が、自己の商品若しくはサービスに使用する文字、符号、図画又はそれらの結合をいう。

不登録事由としては、①商標が個人若しくは団体の名声を傷つける場合、②商標が公衆の行為若しくは道徳に悪影響を及ぼす場合、③商標が国益を害する場合、④商標がすでに他者の名義で登録されている場合がある。

立体商標は商標登録が認められる。音、香りの商標登録は認められない。

ネパールでは、最近、商標権侵害紛争が急増していること等から、新たな立法が検討されている。

2 出願

ネパールでは、先願主義が採用されている。商標出願時において、商標を実際に使用している必要は無く、使用の意思で足りる。

自己の営業に関し、商標の登録を求める者は、所定の様式の出願書類に商標の見本 4 部を添付して、産業局に提出しなければならない。出願人は、出願書類とともに、所定の出願手数料を産業局に納付しなければならない。

ネパールは、一出願一区分制を採用している。即ち、ネパールの商品・役務の区分表に基づき、別の区分に付される商品・役務に関する商標を登録するには、別に出願されなければならない。1つの区分の商品・役務として登録された商標は、もし他の区分の商品・役務に該当するのであれば、そのように登録される。

出願言語は、ネパール語又は英語である。ネパール国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ネパール国内の代理人を選任しなければならない。

外国において登録された商標は、関係者によってネパールにおいて登録されない限り、ネパールでは有効ではない。産業局は、出願人が、外国の登録証を添付して出願をした場合、審査をすることなく、外国で登録された商標に基づきネパールで登録することができる。また、産業局は、登録者に対し、1883年工業所有権の保護に関するパリ条約に準じる便宜を図らなければならない。

ネパールは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟していないため、現在のところ、マドプロ出願によりネパールでの商標登録を受けることはできない。ニース協定には加盟していないが、ニース分類は採用されている。

3 審査

全ての商標出願について、方式審査及び実体審査が行われる。商標登録を求める出願書類を受理した場合、産業局は、必要な調査を行い、出願人自身に十分な防御の機会を与え、かつそれを登録することが適切か否かの更なる審査を行うものとする。

実体審査にあつては、不登録事由の有無等が審査される。不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

コンセント制度は採用されていない。

4 登録

産業局は、不登録事由に該当する状況でない限り、出願人に対して、所定の形式の登録証を発行しなければならない。出願人は、登録証を取得するために、所定の手数を産業局に納付しなければならない。登録証を紛失した場合、産業局に所定の手数を納付することにより、その謄本を入手することができる。

産業局は、法に基づき登録された商標、また、それらの更新又は取消に関する事項を公衆の情報のために公告しなければならない。公告された事項に対して異議がある者は、公告日から 35 日以内に、産業局に異議申立てをすることができる。産業局は、かかる異議を審査

した後、必要な措置を講じなければならない。

登録商標権の存続期間は、登録日から7年であり、以後7年ごとに何回でも更新することができる。商標の権利者は、所定の様式の願書を提出し、所定の手数料を支払うことにより、当該商標期間満了日より前の35日以内に、商標を更新しなければならない。また、期間満了後であっても6か月以内であれば、1,000NPRの許可料を支払うことにより、更新することができる。かかる更新がない場合、商標の登録は自動的に失効する。

商標の権利者は、第三者に対し、当該権利を譲渡し、又は書面により使用許諾を与えることができる。権利譲渡又は使用許諾をしようとする場合又は受けようとする両当事者は、共同の申請書を、所定の手数料を添えて、産業局に提出しなければならない。産業局は、共同の申請書を受理した場合、当該商標の権利譲渡又は使用許諾を認めることができる。権利譲渡の場合、産業局は、当該商標の名義人を譲受人としなければならない。使用許諾の場合、産業局は、登録簿及び証書に適宜記録し、被許諾者に通知しなければならない。

産業局は、既に登録されている商標が不登録事由に該当するときは、登録を取り消すことができる。但し、産業局は、商標の登録を取り消す前に、商標権者に対し、当該商標登録が取り消されるべきでない理由を示すために適切な機会を付与しなければならない。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠を産業局に提出する必要は無い。但し、商標が登録日から1年以内に使用されていないとき、産業省は、当該登録商標は取り消すことができる。

5 侵害

何人も、権利の移転又は書面による許諾を得ずに、他人の名義で登録された商標を複製し、使用し又は第三者の名義をして使用させることはできない。また、産業局に取り消された登録商標を使用したり、産業局への登録をせずに登録商標として使用したりすることはできない。これらに違反した者に対しては、犯罪の重大さにより、100,000NPR以下の罰金が科されるものとし、当該犯罪に関連する物品又は商品は没収されるものとする。

商標権を有する者が、第三者による商標侵害行為により損害を被った場合、産業局は、当該第三者に対し、損害賠償を命じることができる。

VI 著作権

1 概要

ネパールの現行著作権法は、2002年著作権法である。ネパール著作権登録庁は、2004年に、著作権登録等の業務を行う組織として設立された。

ネパールはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はネパールでも保護される。

2 著作物

著作物とは、文学、芸術、科学、その他あらゆる分野において、独創的かつ知的な形で発表された著作物を指す。これには、①書籍、パンフレット、論文、②戯曲、劇音楽、③楽譜、④オーディオビジュアル作品、⑤建築デザイン、⑥写真、絵画、彫刻、木彫、リトグラフ、⑦写真、⑧応用美術、⑨イラスト、地図、計画、地理に関する立体的著作物、科学論文、⑩コンピュータ・プログラムが含まれる。

3 著作権

著作権は、原則として、当該著作物の著作者に帰属する。但し、契約中に規定すれば、著作物の著作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である。

著作権には、「経済的権利」と「著作者人格権」がある。経済的権利は、①著作物を複製すること、②著作物を翻訳すること、③著作物を改訂又は修正すること、④著作物に編曲その他の変形を加えること、⑤著作物の原本及び複製物を、一般公衆のために販売、頒布又は貸与すること、⑥視聴覚的著作物、録音物に具現化された著作物、コンピュータ・プログラム又は音楽の著作物の権利を譲渡又は貸与すること、⑦著作物の複製物を輸入すること、⑧著作物の原作品又は複製物を公に展示すること、⑨公衆の面前で著作物を実演すること、⑩著作物を放送すること、⑪著作物を一般公衆に伝達することといった行為を行う排他的権利である。また、著作者人格権は、①著作物の複製物又は公に使用される著作物において、自分の名前を記載させること、②本名の代わりにペンネームが著作物に記載されている場合、当該著作物を使用する際にそのペンネームを記載させること、③著作物を改ざんしたり、歪曲した態様で提示したりすることによって、その著作者が獲得した名声や信用を損なうような行為を防止すること、④著作物に必要な修正又は改訂を加えることである。

ネパールにおける著作権の保護期間は、原則として、著作者の生存中及び著作者の死後 50 年間存続する。共同で作成された著作物に対する著作権は、生存する最後の著作者の死亡年から起算して 50 年間保護される。応用美術及び写真著作物に関する著作物の経済的及び人格的権利は、当該著作物の作成年から 25 年間保護される。

4 無方式主義

ネパールでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。ネパールには、任意の著作権登録の制度が存在する。ネパール著作権登録庁に任意で著作権登録を行えば、著作権侵害紛争において、一応の証拠として使用できるというメリットがある。ネパール著作権登録庁への著作権登録申請は、①申請書を提出すること、及び②オンラインで申請フォームに入力すること、という 2 つの方法から選択することができる。

5 侵害

著作権法侵害行為としては、経済的利益の有無にかかわらず、著作者又は著作権者の許諾を得ずに、あるいは許諾が得られている場合であっても、契約やライセンスの条件に違反して、著作物又は録音物の複製物を作成し、商業目的又はその他の目的で販売、配布、又は公に伝達すること等が挙げられる。

ネパールで著作権侵害に関与した個人は、最初の著作権侵害に対して、1 万から 10 万 NPR の罰金、又は 6 か月以内の禁固刑を科される。それ以後に違反した場合、2 万から 200 万 NPR の罰金若しくは 1 年以下の懲役、又はその両方が科される。また、出版物、複製物、配布物の差押えと、発生した損失に対する妥当な補償も含まれる。軽微な著作権侵害の場合、侵害の重さに応じて 5,000～50,000NPR の罰金が科される¹⁴。

Ⅶ 営業秘密

ネパールには、営業秘密の侵害について規定した制定法は無い。しかし、ネパールにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、秘密保持契約等の契約、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

一般に、「営業秘密」(Trade Secret) は、以下の 3 つの要件を満たす必要があるとされている。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである¹⁵。

営業秘密の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、判例法に基づき守秘義務が認められる場合、具体的状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。

営業秘密を侵害された者は、侵害者を被告として、差止、損害賠償等を求めて提訴することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用等がある。

Ⅷ 詐称通用 (パッシング・オフ)

「詐称通用」(Passing Off) とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(Good Will) と呼ばれる¹⁶。詐称

¹⁴ <https://lawneeti.com/copyright-act-2059/>

¹⁵ <https://lawhelpbd.com/intellhttps://lawneeti.com/copyright-act-2059/ectual-property/trade-secrets-economic-advantage/>

¹⁶ 英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるとい

通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。ネパールにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められる可能性がある。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。一般に、詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、であると考えられている。

但し、ネパールにおける詐称通用は、英国のコモン・ローにおける詐称通用ほどには適用されていない。

IX ライセンス

「外国投資・技術移転法」によると、特許権、意匠権、商標権、営業秘密、技術ノウハウ等の技術移転（ライセンス）を行うには、産業局の承認を得なければならない。また、ライセンス料の送金を行うには、ネパール中央銀行（Nepal Rastra Bank, NRB）の承認を得なければならない。ネパール中央銀行は、個々の事案に応じて、ライセンス料の上限を判断し、上限を超えるライセンス料の送金は認めない。技術移転のライセンス料の上限は、総売上高の10%、又は純利益の20%とされている¹⁷。

X エンフォースメント

ネパールにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）、及び税関による輸入差止がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

ネパールは連邦制国家であるが、司法権については、最高裁判所を頂点とする一元的な裁

われている。

¹⁷ <https://www.lawimperial.com/overview-of-the-foreign-investment-and-technology-transfer-regulations-2021/>

判所制度を有しており、三審制を採用している。最高裁判所はカトマンズに設置されており高等裁判所からの上告事件等を管轄するほか、違憲法令審査権を有する。高等裁判所は、各州に設置されている。さらに、民事・刑事事件等を扱う原則的な裁判所として、地方裁判所が設けられている。各裁判所は、連邦法に関する事件だけでなく、州法に関する事件についても管轄する権限を有する。

ネパールでは、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所という通常の裁判所の他に、簡易手続裁判所、コマーシャル・ベンチ、労働裁判所等の専門審判所が設置されている¹⁸。コマーシャル・ベンチ（Commercial Bench）は、高等裁判所の下で運営される特別な種類の審判廷であり、銀行、保険、知的財産その他の商事事件を取り扱う。コマーシャル・ベンチには、高等裁判所の裁判官の中から任命された1名以上の裁判官がおり、当事者や証人の便宜に応じて、管轄区域内のどの場所でも審理を行うことができる。

知的財産権侵害事件等の第一審は、地方裁判所が管轄する。知的財産権専門廷は設置されていないため、裁判官が必ずしも知的財産権案件に慣れていないといわれている。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

前述したとおり、ネパールでは、1854年以来、「ムルキ・アイン」という法典が施行されていた。これを近代的な法律に置き換えるため、国連開発計画（UNDP）が、ネパールの刑法・刑事訴訟法・量刑法等の草案の作成への支援を行った¹⁹。そして、2017年、遂に、ネパールの刑法・刑事訴訟法・量刑法等が制定された。

刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、搜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。また、うまくいけば被疑侵害者に対し有罪判決が下され、被疑侵害者に対して刑罰という強い制裁による感銘力を与えることができること、警察・検察の資源を利用でき、知的財産権者が訴訟費用を負担する必要はないため、費用対効果に優れていること、民事的手段をとるための証拠保全に役立つ可能性もあることというメリットがあるといえる。しかし、ネパールにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、事案ごとに検討する必要がある。

3 税関による輸入差止

模倣品は、陸続きのインド等からネパールに流入することが多い。そこで、ネパールの税関による輸入差止の制度が重要となる。

特許権、意匠権、商標権、複製権等の権利者は、ネパールの税関に権利侵害品の輸出入の

¹⁸ <https://nepaldivorce.com/blog/types-of-court-in-nepal#:~:text=Nepal%20is%20a%20country%20with.and%20recognized%20principles%20of%20justice>

¹⁹ 前掲「アジアの社会と法 その現実と我が国の法整備支援」38頁。

差止申請をすることができる。但し、ネパールの周囲はインドと陸続きになっており、インドから権利侵害品が流入するのを防止することは極めて困難であることから、ネパールの税関による水際取締りはあまり有効に機能していないのが実状である。

XI おわりに

現在のネパールでは、市場に海外の有名ブランドの偽物や模倣品があふれているといわれており、知的財産権侵害の状況は深刻である。他方、3,000 万人以上の人口を擁し、若くて豊富な労働力と安い労働賃金を強みとするネパールは、今後の発展が期待されている。ネパール企業と貿易取引を行ない、又はネパールに現地法人を設立する日本企業も、今後は増加していくことが見込まれる。日本企業のネパールビジネスが増加するにしたがい、ネパールで知的財産権問題に直面することもますます増えてくるであろう。これらのことから考えると、ネパールの知的財産法の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.16198』（経済産業調査会、2024 年、原題は「世界の知的財産法 第 58 回ネパール」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。